

令和8年度前橋市食品衛生監視指導計画（案）（概要版）

はじめに

前橋市食品衛生監視指導計画は、食品衛生法の規定により、前橋市が実施する食品衛生に関する監視指導について策定した年度計画であり、これにより市内で生産、製造、加工、流通、販売される食品の安全性の確保と食中毒等の飲食に起因する健康危害の未然防止を図る。

計画の総則的事項

- 1 適用区域：前橋市内全域
- 2 実施期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 監視指導の実施体制：衛生検査課食品衛生係が主体となる。

営業施設への監視指導に関する事項

1 監視指導

- (1) 共通の監視事項：法令遵守の確認
- (2) 監視指導の実施計画

食品等取扱い施設を業種及び公衆衛生への影響等を評価し、5つのランクに分類し、それぞれの目標監視件数を設定することで効果的な監視指導を行う。

2 重点監視事項

- (1) 食中毒の未然防止対策

①ノロウイルスに起因する食中毒対策

ノロウイルス食中毒予防の4原則を重点的に確認し、食中毒の未然防止に努める。

②細菌に起因する食中毒対策

食肉や野菜に存在する腸管出血性大腸菌やカンピロバクター、人の手指などに存在する黄色ブドウ球菌などの細菌について、監視時に食中毒予防の3原則の考え方に基づいて指導を行う。

③その他の食中毒対策

アニサキスによる食中毒について、鮮魚を取り扱う飲食店や魚介類販売施設に魚の冷凍や加熱処理、目視確認等の指導を行う。また、有毒植物の自然毒による食中毒について講習会等で普及啓発を図る。

- (2) 食品衛生法の改正に伴う周知及び対応

・HACCPに沿った衛生管理について

厚生労働省が公開している「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」及び食品等事業者団体が作成した「業種別手引書」を活用し、事業者の規模や衛生管理能力に応じた技術的な助言及び指導を行う。

- (3) 食品表示法に基づく適正表示の推進

食品表示法に基づいた表示の適正化を図るため、食品関連事業者の育成及び食品表示監視を実施する。また、加工食品の原料原産地表示についても引き続き指導を行う。

なお、令和5年3月9日付けでアレルゲン表示の対象品目である特定原材料に「くるみ」が追加されたことについて、包装資材の切り替え等の猶予期間が令和7年3月31日で終了したことから食品等事業者へ指導を行う。

- (4) 特別監視の実施

①夏期及び年末一斉監視指導

細菌性の食中毒が増加傾向を示す夏期及び食品の流通量が増加する年末において、厚生労働省及び消費者庁が示す通知に基づき、重点的に監視指導を実施する。

②催事等における食品の取扱いに対する監視指導

中核市である本市は市内外から人が集まる大規模な催事等も開催されるが、簡易なテ

ント等における屋外調理は食中毒のリスクが伴うことから、食中毒の発生を防止するため催事等に出店する営業施設に対し、営業許可の確認や食品の衛生的な取扱いについて監視指導を行う。

食品等の検査に関する事項

市内で生産、製造、加工、販売される食品等の採取を行い、試験検査を実施することにより、法令に違反する食品の流通防止を図る。

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 理化学検査（食品添加物など） | 86 検体 |
| (2) 微生物検査（細菌数、大腸菌など） | 153 検体 |
| (3) 特定原材料検査 | 24 検体 |

違反等を発見した場合の対応

食中毒の発生及び違反食品の確認など、食品衛生法による対応が必要な場合は、法に基づき行政処分（営業停止命令や廃棄命令等）の措置を講ずる。食中毒（疑いを含む。）が発生した際は、「前橋市食中毒対策要綱」に基づく、迅速な調査により、原因食品、病原物質等の究明を行い、食中毒の拡大防止及び再発防止のための情報提供に努める。

また、いわゆる「健康食品」のうち、機能性表示食品の届出者及び特定保健用食品に係る許可を受けた者から健康被害が生じた旨の情報の届出があった場合は、必要に応じて医師等の関係者と連携して情報収集を行い、厚生労働省へ報告を行う。

公表

1 監視指導計画の実施結果

令和9年6月末までに本市ホームページに公表する。

2 食品等の検査結果

四半期ごとにとりまとめ、本市ホームページに公表する。

3 違反事実の公表

行政処分を行った場合は違反内容、事業者名、対象施設、事件の概要等について報道機関へ情報提供するとともに、本市ホームページに公表する。

情報提供及びリスクコミュニケーションに関する事項

1 監視指導計画のリスクコミュニケーション

計画の策定に当たっては、消費者団体等との意見交換会、本市ホームページ、その他広報媒体等を通じて広く消費者の意見を聴取し、計画に反映する。

2 市民や事業者とのリスクコミュニケーション

- (1) 市民向け講演会や事業、事業者向けの講習会を開催する。
- (2) 本市ホームページ、その他の広報媒体等による情報提供を行う。

食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する事項

食品等事業者により組織される（一社）群馬県食品衛生協会 前橋支部の指導育成を推進することで、食品等事業者自らが実施する衛生管理の一層の強化を図る。

食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

1 食品衛生監視員

監視指導に従事する食品衛生監視員について、研修会、研究発表会に積極的に参加し、食品衛生監視技術及び知識の向上を図る。

2 試験検査担当職員

試験検査に従事する職員については、技能水準の確保、検査の信頼性確保のための業務管理を徹底する。